

# 芦屋市みどり豊かな美しいまちづくりに係る 財源のあり方検討委員会

1. 検討委員会の進め方について
2. これまでの取組みと経緯について
3. 今後の見通しと課題について
4. 使途と財源に関する論点整理について

## 1. 検討委員会の進め方について

1

### ●スケジュール



(1) 住宅都市「芦屋」の成り立ち

本市の前身である精道村が発足した明治22年（1889年）頃、現在の芦屋市域には江戸時代から続く農村風景が広がっており、大都市の大阪と神戸に近在していながら、澄んだ空気と温暖な気候に恵まれた、健康的な自然環境が残っていました。

鉄道駅の開設に伴い、精道村が大阪や神戸の通勤圏となった結果、公害に悩まされていた大阪に住む実業家たちが、自然環境が豊かで健康的な生活が期待できる精道村に邸宅を建て始めたことで、明治時代末以降、精道村は農村から郊外住宅地へ劇的な移行を果たしました。

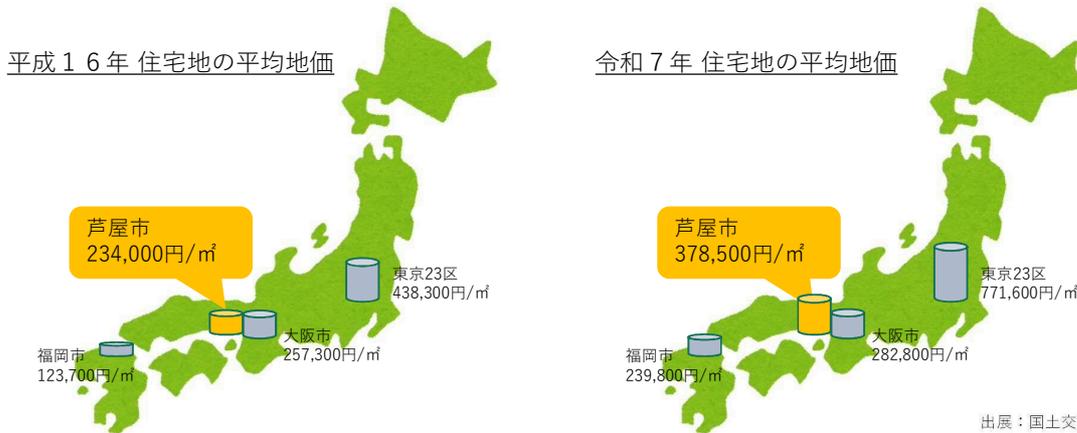
昭和15年（1940年）に、精道村から芦屋市となった後、昭和20年（1945年）には、4度の空襲を受け、住戸数の約4割の家屋が焼失しましたが、戦後は、昭和26年（1951年）に公布された芦屋国際文化住宅都市建設法に基づき、戦前の優れた文化住宅都市の理念を継承して復興を目指し、独自のまちづくりを進めました。

平成7年（1995年）に、阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受け、本市の美しい住宅地景観も市内各所で消失しましたが、平成8年（1996年）芦屋市都市景観条例の制定、平成21年（2009年）には市内全域を景観法に基づく景観地区に指定、平成26年（2014年）には、景観行政団体となるなど、残された景観の保全に加え、より魅力ある景観を目指した取組を進めてきました。

こうして、幾度の災難に見舞われても、先人が築いてきた自然環境やまちなみ景観を守り、育ててきたのが住宅都市『芦屋』です。

(2) 芦屋市の地価

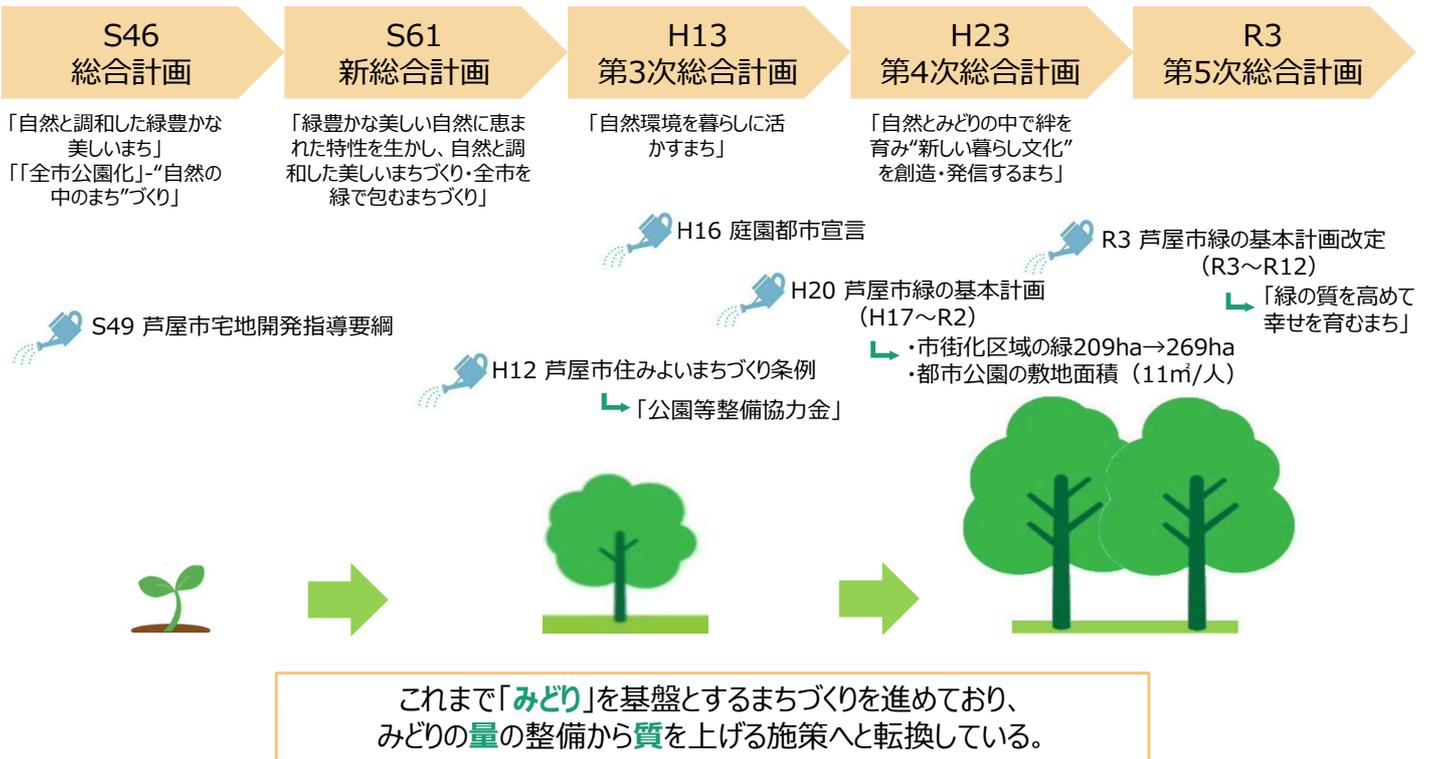
国土交通省の公表する地価公示のうち、住宅地の平均価格において、主要都市と比較しても芦屋市は高い価格を維持している。



(3) これまでの取組み

法・総合計画	景観みどりの計画・指標	規 制
(S26) 芦屋市国際文化住宅都市法 (S39) 芦屋市民憲章		
(S46) 芦屋市総合計画 基本構想「全市公園化」「自然の中のまち」づくり 総合計画「品位と風格のある個性豊かな住宅都市」 ・自然と調和した緑豊かな美しいまち ・都市機能の充実した住みよいまち ・豊かな人間性と文化をはぐくむ健康なまち		(S48) 緑ゆたかな美しいまちづくり条例 (S49) 芦屋市宅地開発等指導要綱、芦屋市日照障害等の防止に関する指導要綱 (S53) 芦屋市住みよいまちづくりに関する指導要綱
(S61) 新総合計画 「誇りと愛着を感じる魅力ある国際文化住宅都市」 ・緑豊かな美しい自然に恵まれた特性を生かし、自然と調和した美しいまちづくり・全市を緑で包むまちづくり ・優れた自然環境のもとで、市民一人ひとりがたがいに協調し、まちを愛し、香り豊かな文化を創造することができる清潔で健康なまちづくり	(S61) 緑のマスタープラン ・都市公園の敷地面積（6㎡/人） (H5) 芦屋市都市緑化推進計画 ・「花と緑いっぱい」のまちづくり 10万本植樹 (H8) 芦屋市景観形成基本計画	(H8) 芦屋市景観条例 (H12) 芦屋市住みよいまちづくり条例
(H13) 第3次総合計画 「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」 ・心豊かに安心して暮らせるまち ・自然環境を暮らしに活かすまち ・ふれあいと文化を育てるまち (H16) 芦屋市庭園都市宣言	(H20) 芦屋市緑の基本計画 (H17~R2) ・市街化区域の緑 209ha→269ha ・都市公園の敷地面積 (11㎡)	(H21) 全市景観地区指定 (H24) 芦屋川特別景観地区指定
(H23) 第4次総合計画 「自然とみどりの中で絆を育み“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」 ・自然と緑を大切に「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち	(H26) 景観行政団体に移行	(H28) 屋外広告物条例施行
(R3) 第5次総合計画 人がつながり誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市	(R3) 芦屋市緑の基本計画改定(R3~12) 緑の質を高めて幸せを育むまち みどり「量」から「質」へ	

(4) 芦屋市のまちづくりにおけるみどり施策の変遷



(5) 市民からの住環境の評価

芦屋市転入に関するアンケート調査 (R5. 9)

引っ越し先を選択するとき重視した項目

	調査数	自然環境が豊か	まちなみが美しい	の通勤通学などの交通の便が良い	院・図書館等)	高い(買い物・病)	日常の充実(生活)	災害に強い(自然)	犯罪件数や交通事故が少ない	物価や住居費が安い	支援金や見守り等)が充実している	子育て支援施設(保育園)が充実している	働きたがら子育てできる環境(保育施設等)が整っている	いる教育環境が充実している	福祉サービスが充実している	地域イメージが良い	あるまれば育ったところ	自分または家族が近い	親や子どもの家に近い	入居を予定がある(購入)	その他	無回答
全体	430	95	119	146	89	10	59	17	6	3	11	6	115	39	58	46	27	82				
20歳代以下	118	16	25	52	27	2	25	7	0	2	6	0	36	9	12	5	6	17				
30歳代	88	21	29	33	16	1	12	4	5	0	2	1	15	13	14	14	2	17				
40歳代	57	10	15	23	15	1	9	3	0	1	3	2	15	4	11	5	3	8				
50歳代	81	24	26	22	17	2	9	2	1	0	0	1	26	9	7	13	9	13				
60歳代	54	18	17	13	11	2	4	1	0	0	0	0	18	4	7	5	5	13				
70歳以上	29	6	6	3	3	2	0	0	0	0	0	0	4	0	7	3	2	12				

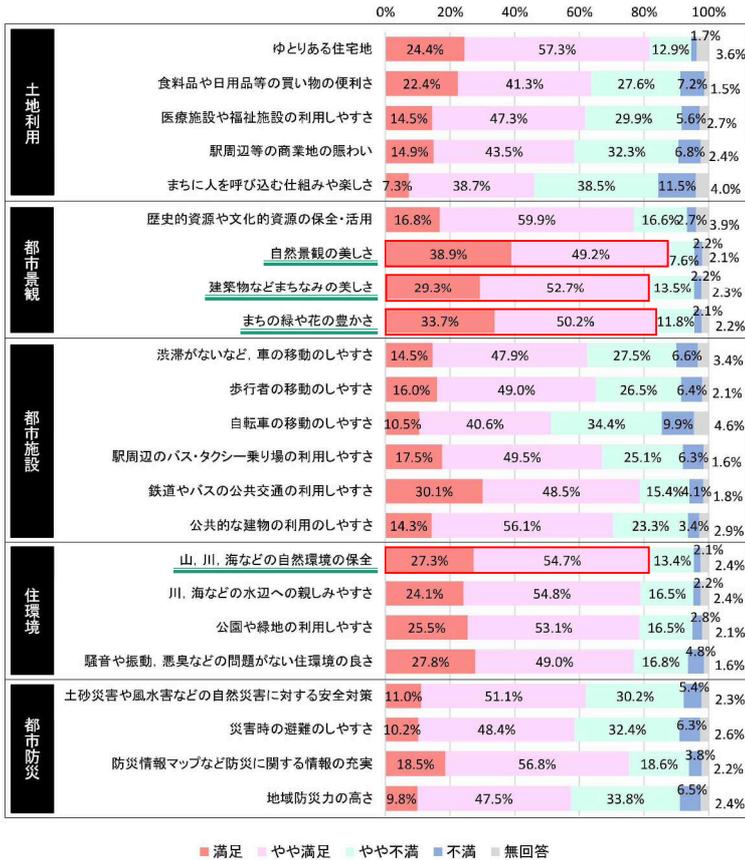
引っ越し先を選択するとき重視した項目は「通勤通学などの交通の便が良い」の割合が高く34.0%となっている。

次いで、

- 「まちなみが美しい」が27.7%
- 「地域イメージが良い」が26.7%
- 「自然環境が豊か」が22.1%

となっている。

(5) 市民からの住環境の評価



芦屋市都市計画マスタープラン  
市民アンケート (R3. 6)

まちづくりへの評価では「満足」と「やや満足」を合わせた数値が

「自然環境の美しさ」が88.1%  
「まちの緑や花の豊かさ」83.9%  
「建築物などまちなみの美しさ」82.0%  
「山、川、海などの自然環境の保全」82.0%

⇒景観、自然や緑への評価が高くなっている。

(5) 市民からの住環境の評価

市民意識調査 (R6. 10)



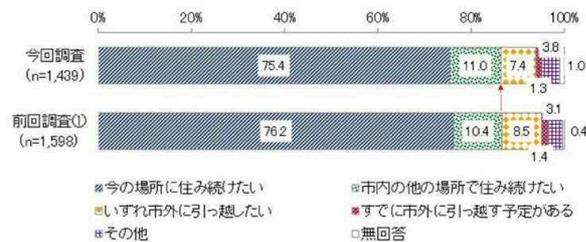
芦屋に長く住み続けたい理由は圧倒的に**自然とまちなみの美しさ**

3 皆さまの暮らしについてお聞きしました

(2) 定住意向 【(参考)報告書p.17】

Q:あなたは、(転勤等による移転予定の有無に関わらず)今のお住まいにずっと住んでいたいと思いますか。

●定住意向は依然高い傾向にある(R5:86.6%⇒今回:86.4%)。



(3) 定住意向 【(参考)報告書p.20】

Q:住み続けている理由を教えてください。

●上位3つ

- 1位 まちなみが美しい 35.9%
- 2位 日常生活の利便性が高い (買い物・病院・図書館等) 35.1%
- 3位 自然環境が豊か 33.6%

住宅都市としての特徴が伺える



(6) みどりの量の維持・保全・整備

市域の緑被状況（令和2年1月時点）

- ◆ 公園、街路樹等の公共整備
- ◆ 住みよいまちづくり条例等による民有地での公園・緑地整備
- ◆ 都市景観条例、風致地区、緑の保全地区における緑地の維持・保全

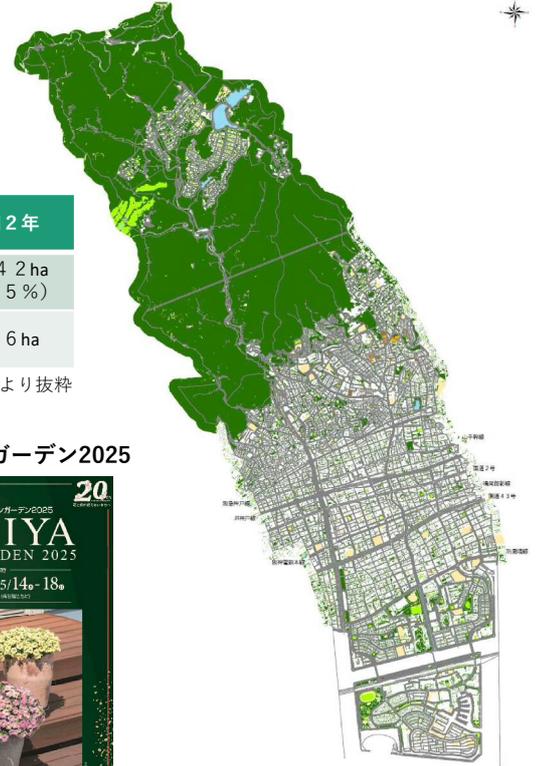
【芦屋市都市公園条例】  
都市公園面積の標準：11㎡/人  
(現状：約9㎡/人)

【参考：都市公園法】  
都市計画区域内：10㎡/人  
用途地域内：5㎡/人

緑の量と緑被率（令和2年1月時点）

	平成17年	令和2年
緑の量 (緑被率)	約209ha (約22%)	約242ha (約25%)
都市公園面積	約82ha	約86ha

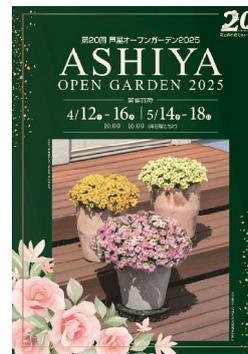
芦屋市緑の基本計画（R3.3）より抜粋



(7) みどりの量から質への取組み例

- ◆ 街路樹更新に係る地域住民との連携
- ◆ 道路・公園・街路樹の新たな維持管理手法として包括管理業務委託を導入
- ◆ 清掃美化活動や緑化活動など地元との連携と協働の推進
- ◆ オープンガーデンなど緑化事業への理解促進、啓発
- ◆ 市民・事業者への生垣、壁面、屋上、駐車場などの緑化に対する助成
- ◆ LINEによる情報提供システムの採用

芦屋オープンガーデン2025



芦屋市緑の基本計画（R3.3）より抜粋

3. 今後の見通しと課題について

(1) 市財政の状況

- ◆ みどりに関する事業（街路樹や公園樹の剪定など）には一定の維持管理費を計上し続けている
- ◆ 一方で、今後の人口減少・高齢化社会を見据えた市財政全般においては、物価上昇等への対応を含めて引き続き慎重な財政運営が必要であり、今後のみどりに関する施策における新たな事業（11ページ参照）として必要となる費用を確保できる見込みは確実ではない
- ◆ 限られた財源の中で市民参画による連携・協働を含めて、まちのみどりを維持している



▲花と緑のコンクール



▲ケヤキ並木の街路樹（鳴尾御影線）



▲地域住民による清掃美化活動



▲地域活性化（茶屋さくら通り）



▲都市景観賞



▲市民による緑化活動



▲芦屋川のマツ並木



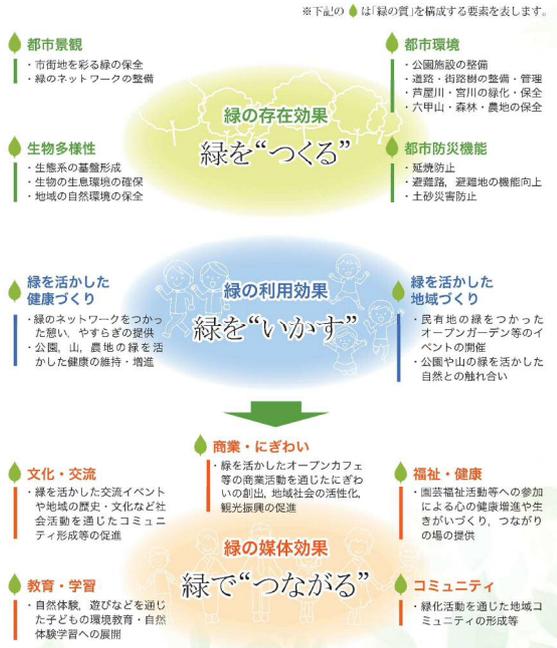
▲景観形成（芦屋川特別景観地区）



▲樹木のある公園施設の整備

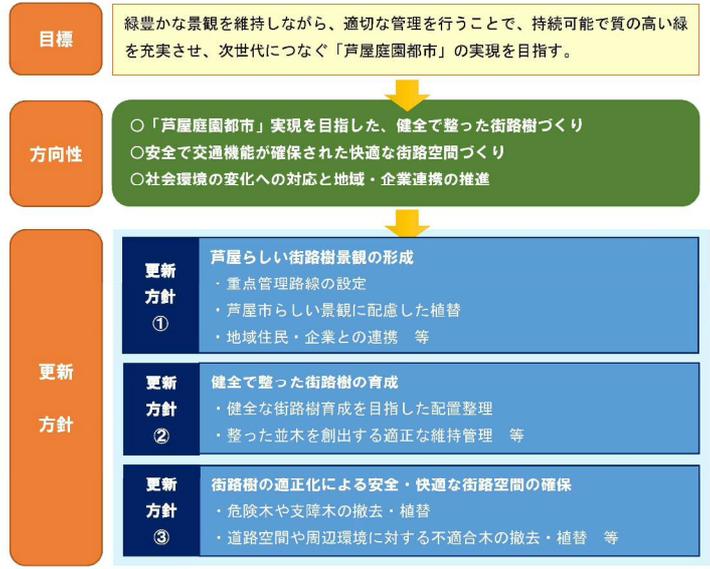
(2) 芦屋市緑の基本計画（令和2年度改定）

- ◆ 「緑の効果」と「緑の質」に着目
- ◆ 整備された緑の「量」を維持しつつ、緑の「質」をどのように維持・向上させるか、地域の特性に応じて施策を進める
- ◆ 新たな公園用地等の取得が困難な市街地を中心に、今ある緑の有効活用等、新しい緑の施策を検討する



(3) 芦屋市街路樹更新計画（令和2年度策定）

- ◆ 緑は本市の景観をなす重要な要素であり、街路樹による景観を適切に維持管理していくことが、本市の魅力向上につながる
- ◆ 緑を大切に育ててきた反面、樹木が大木化・老木化し、倒木や信号・街灯への支障などが見られるようになった
- ◆ 街路樹管理費用へ充当できる予算の将来的な減少も見据えつつ、選択と集中によるメリハリのある管理計画が求められる



(4) 今後必要となる事業

① 街路樹更新

路線ごとに約30年をかけて計画的な植替え、間引きを行う



**【事業費】**  
約10.2億円  
※落ち葉清掃支援含む

**【効果】**

- ・地域の特色に応じたまちなみ保全
- ・根上り防止等安全対策

② 公園利活用

樹木を老朽化度に応じて計画的に更新する

課題：利活用の変化に対応した配置計画の見直し、老朽化対策



**【事業費】**  
約1.5億円

**【効果】**  
地域の特色に応じた公園整備利活用の促進

③ 緑が少ない地域への新規公園整備

緑が少ない地域に、都市計画道路の整備等に合わせて新規公園の整備を検討する



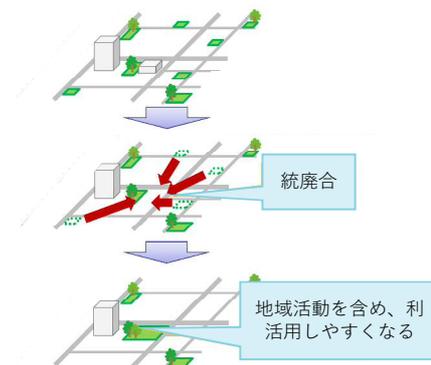
**【事業費】**  
約10.9億円

**【効果】**

- ・地域活動の活性化
- ・まちなみの質向上

④ 小規模公園の統廃合

地域に点在する小規模公園を統廃合する200㎡程度の複数公園



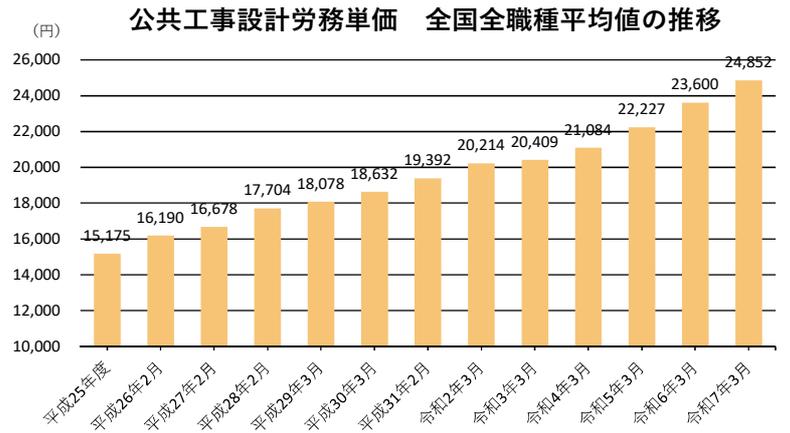
**【事業費】**  
約4.5億円

**【効果】**  
地域活動の活性化利活用促進（ストック有効活用）

(1) 一般財源による事業

区分	年間費用
植栽の維持管理	約3.3億円
施設の更新（遊具・照明等）	約0.9億円

- ◆ 人件費が多くを占める維持管理費は継続して一般財源から予算化されている
- ◆ 人口減少と少子高齢化の進展を踏まえた持続可能な維持管理が必要
- ◆ 今後も物価・人件費高騰による維持管理費の上昇が見込まれる



街路樹の剪定作業



公園内の除草作業

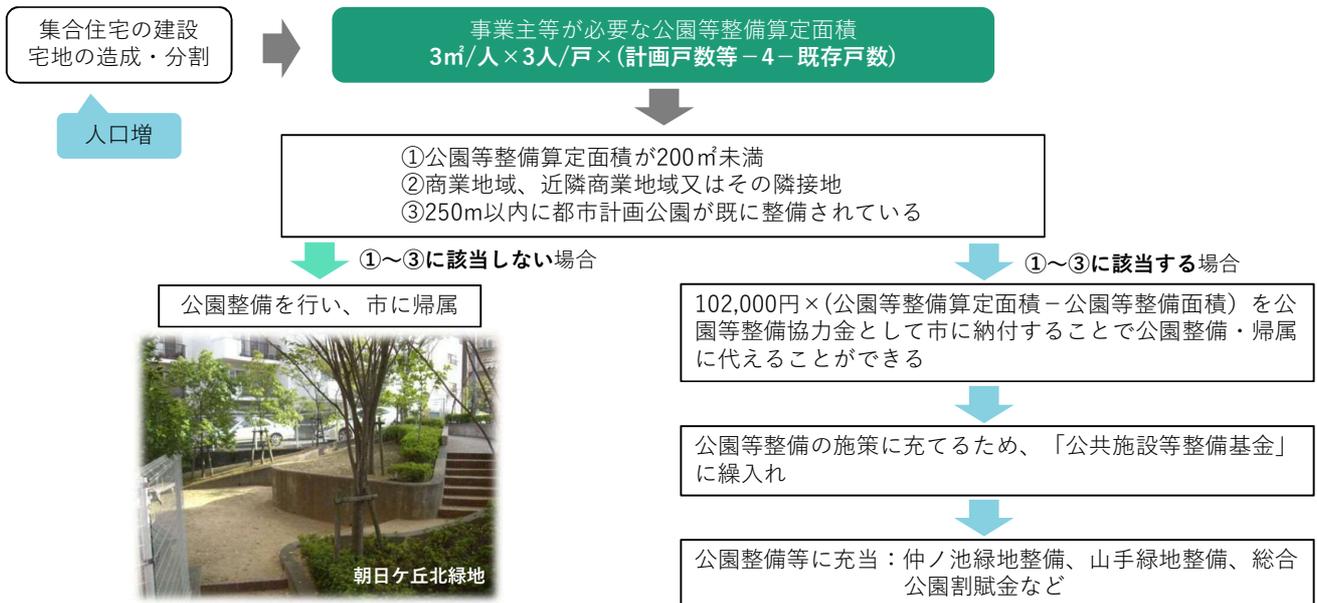


公園照明の更新



(2) 公園等整備協力金による事業

- ◆ 昭和49年から開発指導要綱により、人口増による公共施設整備（公園等整備）の財政需要が増加することに対して、宅地開発等を行う事業者が開発負担金を求め、公共施設整備の財源に充当してきた
- ◆ 平成12年5月1日に芦屋市住みよいまちづくり条例が施行され、下記のとおり協力金として運用



みどり豊かな美しい住宅都市であり続けるために、公平で合理性があり、持続可能な**新たな財源**の検討が必要

(3) 適切な財源確保手段の検討

種類		内容	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	法定外税	普通税 地方団体の特殊事情を勘案して、当該地方団体が設けることができるものとされているもので、総務大臣の同意を得た上で課税できる。 目的税	・狭小住戸集合住宅税 ・宮島訪問税 など ・開発事業等緑化負担税 ・環境協力税 ・環境未来税 など	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的、継続的な確保が可能	・受益と負担の関連性は薄い ・収納した税は一般財源に充当されるため、目的税に比べ、特定の財源需要を満たすことが難しい ・受益と負担の関連性は普通税に比べると明確 ・必要な財政需要の規模に応じた財源確保のための制度設計が可能となる
	超過課税(法定内税)	地方団体が課税する場合に、財政上その他の必要があると認められる場合において、標準税率を超える税率で課税することができる。(条件有り)	・市町村民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・入湯税 など	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的、継続的な確保が可能	既に地価の高さが影響していることもあり、市民の理解を得ることは難しいが、市内のみどりの全体の負担を市民全体で分け合うという説明は通りやすい
分担金負担金	地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収することができる。	・下水道受益者負担金 ・大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金 など	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	事業には期限等が考えられるため、継続的な確保は難しい	・基本的には開発区域内の原因者により負担するもの ・開発区域外の事業へ負担金を充てるには、開発行為が市全体への負担であることの説明が必要	
使用料	行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その対価として徴収するもの。	・施設入場(園)料 ・施設使用料 など	施設等使用者、利用者に限定されるため、規模は限定的	安定的、継続的な確保が可能	公園整備・街路樹更新等に係る事業の使用者を特定することは難しい	
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用の対価として徴収するもの。	・各種証明手数料 ・ごみ処理手数料 など	役務の提供先に限定されるため、規模は限定的	安定的、継続的な確保が可能	公園整備・街路樹更新等に係る事業に対する手数料は見当たらない	
寄附金(協力金)	地方公共団体における施策に協力するために要請されるもの。	・公園等整備協力金 など	・善意や協力によるものであるため規模や安定性・継続性、受益と負担などについては不確定			

【各財源の実現性】

- 法定外普通税**：みどり施策という特定の財源需要に対して不相当であるため、新たな財源としての実現は困難
- 超過課税**：市民全体への受益という観点ではわかりやすいが、市民の納得性に大きな課題があるため新たな財源としての実現は困難
- 使用料**：みどり施策に対する使用者を特定することは難しく、新たな財源としての実現は困難
- 手数料**：みどり施策に対して手数料を徴収する対価の特定は難しく、新たな財源としての実現は困難
- 寄附金**：財源の安定性・継続性が求められることから、新たな財源としての実現は困難

(4) 法定外目的税、分担金・負担金に関する受益と負担

種類	上記以外の性格	必要な手続き	受益者の範囲	性質の整理、現行制度との連続性	
分担金負担金	受益者負担	地方自治法第224条に根拠を持つものと独自の条例に根拠を持つものに分かれる	・負担金条例の制定 ・エリアマネジメント制度の場合は地域再生計画の作成	特定の集団・個々の者に限定	・事業によって特別の利益を受ける者に課される ・誰から徴収するかという説明については税よりも明確なものが必要 ・新たな使途に対する受益者負担であれば、現行協力金との関係性は希薄になる
	原因者負担	独自の条例に根拠を持つ	・負担金条例の制定	(原因者負担)	・事業を必要ならしめる原因をなした者に課される ・誰から徴収するかという説明については税よりも明確なものが必要 ・事業者に対する原因者負担であれば、現行協力金からの連続性は維持される
法定外目的税	受益者負担も原因者負担も制度設計としてはあり得る	・条例の制定 ・特定納税義務者への意見聴取 ・総務大臣の同意	財政需要の規模に応じた範囲	・負担金に比べて、受益と負担の間に明確な関連性を求めない ・受益者負担の場合であっても、受益者負担による負担金のようにエリアの限定が不要である ・住環境イメージによる制度化事例(箕面市)があり、芦屋ブランド維持に寄与する財源としては現行制度との連続性がある	

【地方自治法第224条】

「普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。」

【新たな財源を検討する上でのポイント】

- ・現行協力金をマイナーチェンジするという発想においては、現行制度と大きく不連続になることは望ましくない
- ・原因者負担による分担金・負担金制度は、新たな転換を迎えるみどり施策の使途になじまない
- ・現行協力金との連続性や法定外目的税、分担金・負担金の性質を考えると、事業者へ負担を課す制度の検討が現実的である
- ・みどり豊かな美しいまちづくりを背景として芦屋ブランドを利用した宅地開発等の行為を行うことに着目する

(5) 想定される用途と財源の関連性

① 街路樹更新



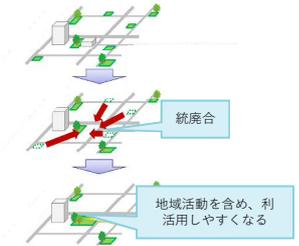
② 公園利活用



③ 緑が少ない地域への新規公園整備



④ 小規模公園の統廃合



財源	必要条件	①街路樹更新	②公園利活用	③新規公園整備	④小規模公園統廃合
—	開発事業者等にとっての特別な受益となることが必要	○	○	○	○
受益者負担による分担金負担金	維持管理事業との線引き	△	△	○	○
	現行制度との連続性	×	×	○	△
	受益者の範囲の限定	×	×	△	△
法定外目的税	維持管理事業との線引き	△	△	○	○
	現行制度との連続性	×	×	○	△
	受益者の範囲の限定	○	○	○	○

○：必要条件を満たしている  
 △：詳細な整理を要するが、おおむね必要条件を満たしている  
 ×：必要条件を満たしていない

【財源検討において整理すべき点】

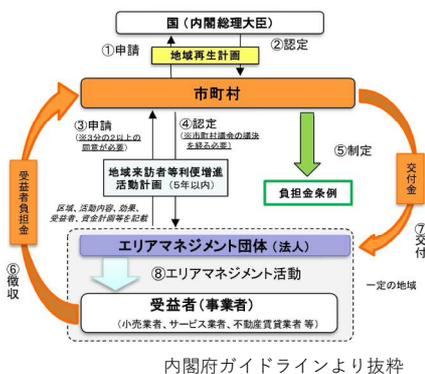
両方の財源において、①街路樹更新・②公園利活用は現行の協力金制度では用途の対象となっていないことから、制度の変更という発想の中では丁寧な説明が必要である

(6) 受益者負担による負担金の事例

◆ 下水道事業受益者負担金

事業概要	下水道事業により公共下水道が整備されると、その整備により特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する
利益を受ける者の範囲	公共下水道が整備される地域
効果	地域の資産価値が増加

◆ 大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金



制度概要	エリアマネジメント活動（＝来訪者や滞在者の増加を通じて地域内の事業者の事業機会の拡大や収益性の向上が図られ、経済効果の増進を通じた地域再生を実現するもの）により利益を享受する事業者から負担金を徴収する制度
対象となる地域	自然的・経済的・社会的条件からみて一体である地域で、来訪者等の増加により事業機会の増大や収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域 ※住宅地などの事業者が集積しているとは言えない地域は対象外
活動の実施主体	法人格を有するエリアマネジメント団体
対象となる活動	①来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動 ②来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

【財源検討において整理すべき点】

分担金・負担金を財源とする場合、特定されたエリアおよび限定的な受益者として整理する必要があるため、今後のみどり施策として想定する用途を限定的なものとして見直しする必要がある

(7) 全国における法定外税の状況

法定外税の状況			(令和7年4月21日現在) (令和5年度決算額) (単位:億円)	
令和5年度決算額 817億円 (地方税収額に占める割合 0.19%)				
<b>1 法定外普通税</b> [542億円(23件 <sup>(※1)</sup> )]			<b>2 法定外目的税</b> [275億円(48件 <sup>(※1)</sup> )]	
[都道府県]			[都道府県]	
石油価格調整税	沖縄県	10	産業廃棄物税等 <sup>(※5)</sup>	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、70
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県	293	岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県	
核燃料等取扱税	茨城県	12	宿泊税	東京都、大阪府、福岡県
核燃料物質等取扱税	青森県	196	乗鞍環境保全税	岐阜県
再生可能エネルギー地域共生促進税	宮城県 <sup>(※2)</sup>	—	計	31件 157
計	14件	511	[市区町村]	
[市区町村]			遊漁税	富士河口湖町(山梨県)
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5	環境未来税	北九州市(福岡県)
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7	使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)
使用済核燃料税 <sup>(※3)</sup>	薩摩川内市(鹿児島県)、 伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県) むつ市(青森県) <sup>(※2)</sup>	17	環境協力税等 <sup>(※6)</sup>	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、 座間味村(沖縄県)
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	3	開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	4	宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、 倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、 北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県)、 二セコ町(北海道) <sup>(※2)</sup> 、常滑市(愛知県) <sup>(※2)</sup> 熱海市(静岡県) <sup>(※2)</sup>
宮島訪問税	甘日市市(広島県)	2	計	17件 <sup>(※1)</sup> 118
非居住住宅利活用促進税	京都市(京都府) 施行時期未定 <sup>(※1)</sup>	—		
計	9件 <sup>(※1)</sup>	31		
				札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、北海道赤井川村、 宮城県、仙台市、高山市、下呂市、松江市、広島県 <sup>(※7)</sup>
				計
				17件 <sup>(※1)</sup> 118

合計:71件(法定外普通税23件<sup>(※1)</sup>、法定外目的税48件<sup>(※1)</sup>) / 実施団体数:58団体(34都道府県、24市区町村<sup>(※1)</sup>) (重複除き)

※1 件数には、令和7年4月1日現在、条例未施行のものも含んでいない。  
 ※2 再生可能エネルギー地域共生促進税(宮城県)は令和6年4月1日に、使用済核燃料税(むつ市)は令和6年9月24日に、宿泊税(二セコ町)は令和6年11月1日に、宿泊税(常滑市)は令和7年1月6日に、  
 宿泊税(熱海市)は令和7年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。  
 ※3 使用済核燃料税(薩摩川内市、伊方町、柏崎市)、使用済核燃料税(むつ市)など実施団体により名称に差異があるが、使用済核燃料貯蔵施設への使用済核燃料の貯蔵を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。  
 ※4 非居住住宅利活用促進税(京都市)は令和5年3月24日に総務省の同意が行われたが、令和7年4月1日現在、施行時期は未定である。  
 ※5 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物処理税(広島県)、産業廃棄物処分費(鳥取県)、産業廃棄物処分費(鳥取県)、産業廃棄物処分費(鳥取県)、産業廃棄物処分費(鳥取県)、産業廃棄物処分費(鳥取県)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。  
 ※6 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、まち税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税対象とするものをまとめてここに掲載している。  
 ※7 条例制定:総務大臣同意後だが未施行の宿泊税。なお、施行予定日は、高山市・下呂市は令和7年10月1日、北海道赤井川村は令和7年11月1日、松江市は令和7年12月以降、宮城県及び仙台市は令和8年1月13日、  
 札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、広島県は令和8年4月1日である。  
 ※8 四捨五入の關係上、各税目の決算額の合計額が「計」の欄と一致しないことがある。

(8) 法定外目的税の事例

- ◆ 宿泊税
- ◆ 箕面市開発事業等緑化負担税



目的	貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため
導入理由	上記目的のための課題への財源として、一般財源に加え、開発事業者からの公共施設等整備寄附金が役割を担っていたが、平成19年に寄付金は廃止となり、一般財源は近年社会保障費等の財政支出増大傾向により新たな財源の確保が必要となったため
使途	基金に積み立て、箕面市が行う森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や、山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用
課税の対象	下記の①及び②の両方に該当する行為 ①開発許可を受ける土地の造成や、箕面市まちづくり推進条例が完了する建築行為等 ②事業として行う開発行為等 ※建築主自らが居住する専用住宅の建設は課税対象外
納税義務者	開発行為等を事業として行う者 ※建設業以外の事業者が自らの店舗や事務所として建築を行う場合も課税対象
税額	敷地面積 (㎡) × 0.9 × 指定容積率 × 250 (円/㎡)
収入見込額	年間約 3, 000万円